



事務連絡
令和2年4月6日

各都道府県鳥獣行政担当部局 御中

環境省自然環境局鳥獣保護管理室

狩猟免許試験等における新型コロナウイルス感染症への対応について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化については、平素よりご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染者数が都市部を中心に急増しており、また、感染経路が明らかでない患者が増加しているなど予断を許さない状況にあります。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第41条に基づく狩猟免許試験、法第51条第2項に基づく免許の更新のための適性試験及び法第51条第4項に基づく更新講習（以下「試験等」という。）については、各都道府県において毎登録年度開催されているところですが、今年度の試験等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意した対応が不可欠であることから、各都道府県下での感染の状況を踏まえ、下記に示す留意事項等を参考に対応願います。

記

1. 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性試験について
 - ・狩猟免許試験については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、開催時期の延期を検討するとともに、例年より回数・規模を縮小した開催の検討をすること。
 - ・狩猟免許試験及び免許更新のための適性試験については、多数の受講者が一ヵ所に密集することのないよう、開催日・開催時間をずらして少数で実施するなど、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なることがない方法を検討すること。
 - ・試験会場は、人を密集させないよう、なるべく広い会場を確保し、受験者は

一定の間隔を保てるようにすること。

- ・感染者との濃厚接触をした可能性が高いことが明らかな者、発熱等の風邪症状の見られる者がいる場合、受験の自粛を求め、可能な場合は別日での受験に対応すること。
- ・会場内はあらかじめ消毒を行い、試験実施中は適切な換気を行うこと。
- ・会場出入口等にはアルコール消毒薬を配備するとともに、受験者に対しては咳エチケットや手洗いの励行、マスク等の着用を要請すること。
- ・適性試験に用いる器具や技能試験に用いる獵具などのアルコール消毒を実施すること。

2. 狩猟免許の更新講習について

- ・法施行規則第 61 条第 2 項に基づき、狩猟免許の更新を受けようとする者は更新講習を受けるよう努めなければならないとされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一ヵ所に集合して講習を受講する形式ではなく、郵送したテキストや資料、web 上の動画などを活用し、受講者の自宅において学習することで法施行規則第 61 条に規定する 3 時間の講習に代替することも可能とする。
- ・上記のような代替講習を実施する場合、自宅での履修状況を確認するためのチェックシートなどを配布し、適性試験時に持参してもらうなど、代替講習の受講状況の確認方法についても検討すること。

※上記の事項の他、試験等の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言などを参考にするとともに、最新情報を注視し、感染症対策に万全を尽くすようお願いいたします。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (2020 年 3 月 19 日)

別添【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

※更新講習の実施にあたっては、環境省で作成した狩猟事故防止 DVD 「運命を分ける瞬間」もご活用ください。

- (1) 獣中の事故 <https://www.youtube.com/watch?v=vHk2OCaJLTE>
- (2) 獵銃の取扱い <https://www.youtube.com/watch?v=ekBFTD8ivYg>
- (3) わな獵中の事故 <https://www.youtube.com/watch?v=wP0rlleR5OA>

本件担当 :

鳥獣保護管理室 遠矢、染谷

TEL : 03-5521-8285